

最終更新日:2016年4月6日

株式会社スペース

代表取締役社長 若林 弘之

問合せ先:管理統括本部 管理本部 総務部

証券コード:9622

<http://www.space-tokyo.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主の皆様に対する利益還元ならびにお客様を始めとする、取引先、地域社会、社員等全てのステークホルダーの信頼に応えることが重要であると認識しております。そして、継続的な事業活動を通じて収益力及び、企業価値の向上を目指すとともに透明性の高い健全な経営を実現させることを、コーポレート・ガバナンスの基本的な方針としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
スペース従業員持株会	2,749,043	11.36
加藤千寿夫	1,628,300	6.79
スペース取引先持株会	1,352,240	5.59
若林 弘之	1,022,200	4.22
株式会社三菱東京UFJ銀行	620,040	2.56
高津 伸生	581,320	2.40
若林 幸子	565,200	2.33
後藤 廣高	516,000	2.13
高津久仁枝	507,303	2.09
GOLDMAN, SACHS & CO.REG	453,200	1.87

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

—

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	14名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
前川 弘美	弁護士													
和田 良子	学者													
田口 聡志	学者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
前川 弘美	○	○	特筆すべき事項はありませんが、セントラル法律事務所のパートナー及び株式会社大光の取締役を兼務しております。	弁護士としての専門的知識・経験等を有しており、法律事務所のパートナー及び他の会社役員として会社経営にも関与されていることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものとして選任しております。 また、独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当しておらず、一般株主との利益相反が生ずる恐れが無いと判断し、独立役員として指定しております。
和田 良子	○	○	特筆すべき事項はありませんが、敬愛大学経済学部の教授を兼務しております。	大学教授として実験経済学及び行動経済学等を研究しており、経済学分野の専門家としての長年の経験と知見を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものとして選任しております。 また、独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当しておらず、一般株主との利益

				相反が生ずる恐れが無いと判断し、独立役員として指定しております。
田口 聡志	○	○	特筆すべき事項はありませんが、同志社大学商学部教授及び株式会社GTM総研の取締役を兼務しております。	<p>大学教授として長年の研究と会計学の専門的知識を有しており、他の会社役員として会社経営にも関与されていることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものとして選任しております。</p> <p>また、独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当しておらず、一般株主との利益相反が生ずる恐れが無いと判断し、独立役員として指定しております。</p>

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	5	2	2	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会の職務を補助すべく専任スタッフは配置しておりませんが、常勤監査等委員を選定し、内部監査室と連携して監査・監督を実施しております。したがって、現在の体制で充分機能していると判断し採用しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の会計監査人は、有限責任監査法人トーマツであり、定期的に監査計画・監査実施状況等について、監査等委員会は報告及び説明を受けております。また、会計監査人が重要な事実を発見した場合は監査等委員会に報告する体制が出来ております。内部監査室は、年間計画に基づいた継続的な内部監査を業務全般に対し実施しており、監査結果を代表取締役社長、監査等委員会へ報告しております。

また、監査等委員会、会計監査人及び内部監査室は、それぞれの業務を適切に遂行するため緊密な連携を保ち、積極的に情報交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立社外取締役の独立性に関して、東京証券取引所の定める独立性基準に基づいています。独立社外取締役には豊富な経験や幅広い見識を有し、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、取締役会において建設的な発言が可能な人物を選定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

短期的な視点で経営を行うのではなく、長期的な視点にたった経営を行う事を優先としているため、取締役へのインセンティブ付与は実施しておりません。

なお、第42期定時株主総会(平成26年3月開催)において、役員退職慰労金制度を廃止いたしました。

ストックオプションの付与対象者

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年12月期の取締役及び監査役に支払った報酬額は次のとおりです。

取締役(10名)230,970千円(うち社外1名2,760千円)

監査役(4名)29,210千円(うち社外2名5,570千円)

注1:上記の他、使用人兼務役員に対する使用人給与相当額(賞与含む)を55,103千円支給しております。

注2:上記の他、当事業年度に退任した取締役2名に対し63,800千円、監査役1名に対し12,350千円の退職慰労金を支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬については、平成28年3月30日開催の第44期定時株主総会決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額については年額400,000千円以内、監査等委員である取締役については年額100,000千円以内と決定しております。

報酬額は、その限度額の範囲内で、取締役(監査等委員である取締役を除く)については取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役については監査等委員の協議で、具体的な金額等を決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役を補佐する専任担当者はおりませんが、全員が監査等委員であり、常勤監査等委員である取締役が、メール及び電話等で職務の打合せや意見交換、資料の提供等を行っております。

また、社外取締役は、取締役会に出席するほか、執行役員以上で構成される経営会議に出席し、経営上有用な指摘や意見を述べております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、平成28年3月30日開催の定時株主総会の承認を受けて、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。これにより、当社は取締役会、監査等委員会、経営会議、本部長会を設置し、より透明性の高い経営の実現と経営の機動性の向上を目指しています。

当社は、以下の機関を有効に機能させ企業統治の体制を構築しております。

・取締役会

取締役会は、社外取締役3名を含む14名で構成され、法令・定款に定められた事項及び経営方針や経営戦略等、経営に関する重要事項の意思決定を行うほか、業務の執行状況の監督を行っております。取締役会は、原則として毎月1回開催される他、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。

・監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である社外取締役3名を含む5名で構成され、業務執行取締役の職務執行の監査・監督を行っております。監査等委員会は、原則として毎月1回開催される他、必要に応じて臨時監査等委員会を適宜開催しております。また、内部監査室及び会計監査人と定期的に会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

なお、社外取締役3名とは、善意でかつ重大な過失がないときは、当社定款の規定に基づき賠償責任の限度額を、法令が定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

・経営会議

経営会議は、執行役員以上で構成され、取締役会の決定を受けて業務全般にわたる経営方針及び経営計画等に関する事項を中心に、経営上の重要事項の審議ならびに各事業本部・本部の重要な案件について審議を行っております。経営会議は、原則として毎月1回開催される他、必要に応じて臨時経営会議を適宜開催しております。

・本部長会

本部長会は、代表取締役社長を議長とし、取締役(監査等委員以外の取締役)及び各事業本部長・本部長で構成され、業務執行状況の報告・共有及び経営方針等の迅速な疎通を図っております。本部長会は、原則として毎月1回開催しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社を取り巻く経営環境が激しく変化する中、企業価値の継続的な向上を目指すためには、コーポレート・ガバナンス体制の充実が極めて重要なテーマであると認識し、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

移行した事により、監査・監督機能の強化、経営判断の迅速化及び株主に対する透明性が向上するものと考えており、現在のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第44期定時株主総会に係る招集通知におきましては、法定期日より5日前にあたる3月11日に発送しております。
その他	第44期定時株主総会に係る招集通知及び決議通知を、当社ウェブサイト内のIR情報に掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、証券取引に関連する法令、東京証券取引所の定める諸規則を遵守することに加え、株主・投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーに対し、重要な情報開示を公正かつ適時・適切に開示することを基本方針とし、当社ウェブサイトに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報及び決算情報以外の適時開示資料等を掲載しております。 http://www.space-tokyo.co.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部総務部を主管部署とし、関連する部署(人事部・経理部等)と連携し活動しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業倫理規程
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は開示資料作成基準を策定し、常にステークホルダーの視点に立った迅速、正確かつ公正な開示を行うよう努めております。
その他	当社ウェブサイトにて、女性活躍推進法に基づく行動計画を掲載しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(イ) コンプライアンスに関する体制を整備するため、コンプライアンスに係る規程の制定、委員会の設置、取締役・使用人教育等を行うものとする。
(ロ) 取締役は内部監査部門を通じて、定期的に内部監査を実施するものとする。内部監査部門は、監査の方針、計画について監査等委員会と事前協議を行い、その監査結果を定期的に報告する等、監査等委員会と緊密に連携するものとする。
(ハ) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、子会社の取締役及び使用人に対して当社の基本規程に準じた教育、研修等を行うものとする。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役は、取締役会議事録、稟議書、その他その職務の執行に係る情報を、文書管理規程の定めるところに従い適切に保存し、かつ管理するものとする。
3. 当社及び子会社(以下「当社グループ」という。)の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(イ) 当社グループの危機管理に関する体制を整備するための危機管理規程を定め、個々の危機についての管理責任者を決定し、同規程に従った危機管理体制を構築するものとする。また、当社は子会社の危機管理について、指導・助言を行うものとする。
(ロ) 不測の事態が発生した場合には、当社代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えるものとする。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(イ) 取締役会規程に基づき、取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、経営方針及び経営戦略に関する重要事項や業績の進捗について討議の上、対策を講ずるものとする。
(ロ) 業務執行に関して、組織規程・業務分掌規程・職務権限規程等による適切な権限の委譲により、効率的な取締役の職務の執行を行うものとする。
(ハ) 当社は、間接業務(財務・経理、総務、人事、業務等)を子会社に提供することにより、子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制を構築し運用するものとする。
5. 当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(イ) 子会社における業務の適正及び経営管理に適用する関係会社管理規程を定め、これを基礎として子会社で諸規程を定めるものとし、当社は子会社の取締役等及び使用人を指導するとともに、必要に応じてモニタリングを行うものとする。
(ロ) 取締役は、子会社において、法令違反その他経営管理に関する重要事項を発見した場合は、適切な対応・対策を行い、監査等委員会との連携を図るものとする。
(ハ) 子会社の取締役及び使用人は定期的に当社取締役会へ職務の執行状況の報告を行うものとする。
6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項、及び監査等委員会の当該使用人への指示の実効性の確保に関する事項
(イ) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会から求められた際に監査等委員会と協議の上設置するものとする。
(ロ) 監査等委員会補助者の評価は監査等委員会が行い、監査等委員会補助者の任命、異動等人事権に係る事項の決定には監査等委員会の同意を得ることにより、監査等委員以外の取締役からの独立性を確保するものとする。
(ハ) 監査等委員会補助者が他部門の使用人を兼務する場合は、監査等委員会の補助業務を優先し、監査等委員会の指示に基づく調査・監査補助等の推進を妨げないものとする。
7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
当社グループの取締役等及び使用人または、これらの者から報告を受けた者は、次の事項を監査等委員会に定期的及び随時報告するものとする。
 - ・当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ・法令及び定款に違反する重要な事項
 - ・取締役及び使用人の職務の執行に掛かる不正行為
 - ・取締役会及び経営会議等の重要な会議で決議された事項
 - ・内部監査の結果
 - ・内部統制システムの構築に関する事項
 - ・内部通報の内容及び状況
 - ・その他職務遂行上、必要と判断した事項
8. 監査等委員会に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員会へ報告を行った者に対し、当該報告したことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
9. 監査等委員会の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項
監査等委員会がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(イ) 監査等委員会が、当社グループにおける会議の議事録、各種報告等の重要事項について閲覧できる体制を整えることとする。
(ロ) 代表取締役は、随時、監査等委員会との会合をもち、会社の経営方針を確認するとともに、会社に対処すべき課題、会社を取巻くリスクのほか、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、意思疎通を図ることとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力とは、一切の関係を持たない。」ことを基本方針としております。そのため、反社会的勢力対策基準を策定し、相手が反社会的勢力であるかどうかについて、常に、通常必要と思われる注意を払うと共に、反社会的勢力とは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点やその疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消するよう努めております。

また、反社会的勢力から不当要求がなされた場合は、速やかにその対応部署へ報告・相談し、あらゆる民事上の法的手段を講ずるとともに、代表取締役社長以下、組織全体で対応するよう、役員及び従業員に周知徹底しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 会社情報の適時開示に対する基本的考え方

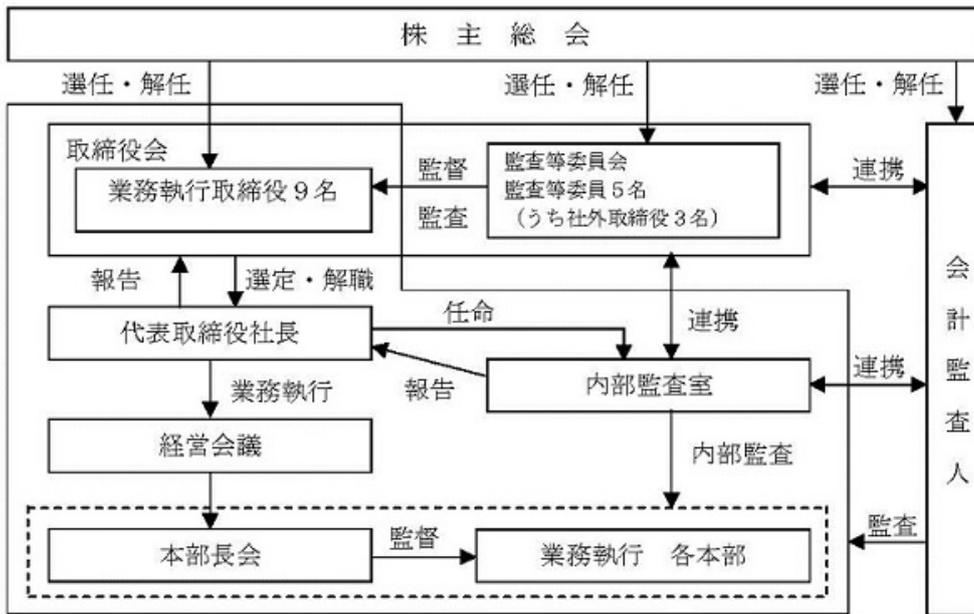
当社は、利害関係者である株主及び投資者（以下「ステークホルダー」という。）への適時適切な情報開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常にステークホルダーの視点にたった迅速、正確かつ公正な会社情報適時開示を組織的に行ってまいります。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社は、管理統括本部長を委員長とし、情報集約担当部署である総務部、経理部、人事部の各部署において、委員長が指名した委員で構成する情報開示委員会を設置しております。

会社情報適時開示にあたり、検討対象情報の迅速かつ網羅的な収集のため各事業本部長を情報管理者と位置付け、情報開示責任者及び情報集約担当部署へ会社情報が集約され、集約された会社情報は情報開示委員会にて会社情報の信頼性や有用性のほか、開示の要否を検討し、開示方針が決定されるとともに社長へ報告され、開示すべき情報として判断された情報については、取締役会にて開示方法等を取り決めております。

内部統制システムの概要を含むコーポレートガバナンス模式図



適時開示体制の模式図

